



2004年12月10日  
No.79号



# JAWAN

## 日本湿地ネットワーク・JAWAN通信

日本湿地ネットワーク (Japan Wetlands Action Network)  
〒191-0052 東京都日野市東豊田3-18-1-105 柏木実 方 TEL&FAX 042-583-6365  
郵便振替口座 00170-8-190060 日本湿地ネットワーク  
団体会費 5000円 個人会費 3000円 JAWAN URL : <http://www.jawan.jp/>



2004国際湿地シンポジウム in 鶴賀の中池見湿地観察会 (10月16日)

【目次】 見えてきたもの (辻 淳夫).....	2
国際湿地シンポジウム、敦賀で盛会に開催 中池見湿地のラムサール登録へ弾み (笹木 進).....	4
2005年のCOP9に向けて中池見のラムサール登録を目指す意義 (浅野正富) .....	6
中池見宣言 .....	9
2004国際湿地シンポジウム新聞記事 .....	10
森と人と湿地の新しい関係づくり	
近畿有数の泥炭湿地「山門湿原」の保全をめぐる歩みから (村上宣雄/村上 悟) .....	12
【NEWS】IUCN勧告 ジュゴン・ノグチゲラ・ヤンバルクイナ .....	15
よみがえれ！有明海訴訟仮処分決定 (堀 良一) .....	16
ヘラシギを通した、日・韓・日の若い人々の交流/セマングム近況 (柏木 実) .....	18
和白干潟をラムサール条約登録地に！ (山本廣子) .....	20
三番瀬は今のままがいい (牛野くみ子) .....	21
【INFORMATION】干潟を守る日2005参加団体募集 / 和白干潟写真絵はがき .....	23
ピーター・ベイ博士来日 .....	24

# 見えてきたもの

辻 淳夫（日本湿地ネットワーク代表）

敦賀のシンポジウムで、一番刺激的だったのはリチャード・リンゼイさんの「見えない・見ようとしないうこと」という言葉と、世界の湿地の半分以上が泥炭湿地ということ、単調な環境が多い泥炭地の中で、中池見湿地で見られる生物の多様さ、特異さの不思議だった。

また先日「タカ渡りシンポジウム2004 in 岐阜」に招かれて「風力発電」問題を知った。風力タービンの羽が鳥たちに見えず、気流を利用する鳥たちに大きな脅威と障害になっている事実、風力はクリーンエネルギーだから良いと、「市民風車」に関心をもっていたが、100mを越す巨大風車が数十基、数百基と並ぶ光景に空恐ろしくなった。

風の道を利用してきた渡り鳥や、見えない風車に巻きこまれてしまう生命から見れば、人類によるあらたな環境破壊というべき、共有空間の独占でもあるのだ。

この経験は、自分が進むべき先が見えているのか、JAWANとしてやるべきことは何かと考えさせられた。雑念、想念が次々と沸き起こって、まとまらないのだが、この先進める活動へのヒントとして、一緒に考えてくだされば嬉しい。



中池見湿地観察会でのリチャード・リンゼイさん

## 1. 中池見湿地、「ラムサール登録」の意味

敦賀シンポで中池見の価値を再認識し、ラムサール登録への大きなステップになったと喜ばれた笹木さんが、その後の「第2回中池見検討協議会」で、ラムサール登録への可能性と環境省の名執さんが言及された国定公園にではなく、「風致公園」にしたいとする敦賀市の方針が通されてしまったと嘆かれている。

大阪ガスの「英断」を称えて、環境省には、登録条件のひとつ、「鳥獣保護区」のしぼりを解いて、湿地自体の価値、特異性、多様性などからラムサール登録を進める契機にしてもらいたいと考えていたが、ともに、自分の期待が甘すぎたのかと思う。

三番瀬でも、漁民にも朗報であるはずの条約が、漁民の反対で進まないが、そこにこそ、「鳥獣保護区」が前提であるために、条約の理念が正しく伝わらない現実がある。それは環境省の努力不足というより、環境省自身が「鳥獣保護区」の担保が必要とし、水鳥以外は、数値基準が確立できていないとか、広げすぎでは登録地の値打ちがなくなるとホンネで思っているのではないかとずっと感じてきた。

もう、気づかないフリをやめて、このことに正面から向き合わなくてはと思う。

## 2. 諫早、泡瀬、辺野古……いのちへの暴虐にどう向かうのか

佐賀地裁の「諫早干拓事業差し止め仮処分決定」で止まった工事、やっと誇りと希望を見出された有明海漁民、本当に嬉しいことだったが、なんと、即控訴する国（農水省）には、この裁判で示されたあたりまえの、誰にも分る「道理」が分っていない。いや分っていても、それを踏みじめるしかないというのは、国に、まつりごとをする資格はない。

沖縄の泡瀬で海草藻場を、辺野古でジュゴンの海を、理不尽にも「調査」の名で壊そうとする暴力には、心からの憤りと、身体を張って闘う人々に深い敬意を覚える。

九州や沖縄で、そして、韓国、中国と広がっている巨大な自然破壊型開発は、かつての日本型開発をモデルにし、(良く見えないが)そうした「技術資本」のあらたな進出先にされているような気がする。

内湾のどこでもとれたハマグリを失い、アサリも1年育たない海(貧酸素水塊)にしてしまった日本では、国産アサリ生産量は過去の5分の1、韓国、中国、北朝鮮と主な輸入先が変遷し、今や、韓国、中国でも、主力だったシナハマグリが消えようとしている。

それは、公有水面埋立法と、浚渫埋立法と、行政主導型開発の3点セットで進められてきた、農漁業の基盤である浅海域を破壊する、巨大公共事業のあやまちが拡大再生産されていることだし、その虚しさをきちんと伝えられなかったことがとても残念だ。

セマングムに連帯して、韓国の人々から元気を貰うことの方が多く、韓国、中国など、東アジアの人々と手をつないで、私たちが今しなければならぬことをはっきりさせたい。

### 3. 釧路湿原、三番瀬.....あらたな苦難、加担させられる「自然再生」型開発

2002年の「自然再生推進法案」に対する懸念が、やはり起こってきたという実感だ。釧路湿原の自然再生事業や、「三番瀬再生円卓会議」の経緯と、その結果を受けて進むはずの、三番瀬再生事業が、想定された手続きも踏まずに、「護岸改修工事」と「土砂投入」だけが先行されるという。それではかつての「人工干潟」埋め立てであり、「円卓会議」での議論が避けられていた湾岸高速道路計画や、ラムサール登録を急がないことと符合する。

「自然再生円卓会議」という、求めていた形の中のひと駒になったときの対応の難しさは、未体験の世界である。しかし、いのちの視点から見ていれば、いつでもしがらみを断ちきる覚悟を持てるのではないか。三番瀬・猫実川河口部で明らかにされつつある牡蠣礁を中心とする



2004国際湿地シンポジウム in 鶴賀で講演する辻代表

生態系のはたらきとその重要性に、今一度注目しよう。

藤前では、来年2月の完成をめざして保全活用のための拠点施設の建設が進んでいるが、運用経費は不十分で、人件費は信じられないほど少ないことが分ってきた。ゴミ埋め立て断念に絡むトラウマが影響し、施設設計の段階であるべき運用協議ができなかったことが響いていて、外観はともかく内容的にはとても「世界に誇る」施設と言えそうにない。

しかし、せめて、藤前にふさわしい、運用や活用のあり方を創り出したいと、意欲のある市民活動団体が先に立ち、国や自治体、地域住民や研究者、企業などの参加主体がその意志と力と個性を持ち寄って、単なる運用を超え、長期的広域的な課題や夢を語り合える「協働」を図っていくことの合意がやっとできてきた。

JAWANの課題も、おなじで、いのちの視点から、市民の立場で「壁」を超えてつながり、持続可能な社会や暮らしを創り出し、ひろく地球と次の世代に伝えていくことだろう。東京湾ラムサール学習会では、それこそがラムサール条約の目標だと学んだのだ。

今見えてきたのは、それを待っていても、頼んでいてもなかなか実現しないこと、自分たちではじめるしかない、いっしょにやれる仲間も、十分そろっているということだ。

# 国際湿地シンポジウム、敦賀で盛会に開催

## 中池見湿地のラムサール登録へ弾み

笹木 進 (NPO法人ウェットランド中池見理事)

さる10月16日、17日と福井県敦賀市でJAWAN主催「2004国際湿地シンポジウム in 敦賀」が開催されました。敦賀市で中池見湿地の保存活動を展開しているNPO法人ウェットランド中池見と中池見湿地トラスト「ゲンゴロウの里基金委員会」が運営を主管しました。

中池見湿地での開発計画が中止となり、事業者である大阪ガス㈱が買収した土地と造成した施設の全てを敦賀市に寄付するとの表明を受けての敦賀市開催でした。

テーマを「ラムサール登録・未来への贈りもの“その役割と展望”」に、講演やパネルディスカッション、ポスター展示などが行われ、北海道から沖縄まで各地で湿地の保護活動に携わっている人々や関係者、地元県民・市民など多彩な顔ぶれ150人が参加、盛会でした。

### 快晴に恵まれた現地観察会

初日、午前中の中池見現地観察会は、台風23号の接近から天候が心配されていましたが、何と快晴。敦賀駅で全国からの参加者をお迎えして貸切バスで湿地入口の檜曲へ。私たちが「うしろ谷」と呼んでいる細長い谷から中池見へ向かいました。途中、カヤネズミの球巣も見られました。トラスト1号地前広場では鳥類標識調査中のメンバーから説明を受け、それぞれ

希望のコースに分かれて中池見を見学しました。通常は閉鎖されている保全エリアへの湿地北側ゲートも開放していただき、造成エリアに関心のある方には自由に見学していただきました。また、山際の「シボラみち」コースでは、途中、愛称「トトロの木」(ハゼノキ)の下で午後のシンポ講師陣によるレクチャーがあり、中池見ならではの湿地環境を感じていただきました。

### わかりやすかった「ラムサールおばあちゃん」

本会場とした敦賀短期大学は郊外の高台にあるため景色はいいのですが、交通の便が悪く、2日目には敦賀マラソンとバッティングして、一部参加者の皆さんにはご迷惑をお掛けしました。

JAWANの辻代表の開会挨拶と河瀬敦賀市長の来賓挨拶をいただいて開会。名執芳博・環境省自然環境局野生生物課長が「COP9に向けた環境省の取り組みと課題」と題して特別講演。来年の締約国会議に向けての登録地倍増の選定作業について話され、選定のために内規的に運用されている3点セット 条約基準、国の指定、地元の了解 に基づいてのフロー図と具体的な手順を説明されました。

続いて海外からのゲスト、リチャード・リンゼイ・イーストロンドン大学(英国)教授が「中池見湿地 展望、価値、選択とラムサール」



現地観察会で中池見江尻を行く参加者(左)と「トトロの木」の下でのレクチャー(右)



10月16日夜の交流会



パネルディスカッション



敦賀市表敬訪問。リンゼイ氏(左)と河瀬市長(右)

の演題で、世界における泥炭地の現状や価値、保護の必要性などについて話され、その中での中池見が泥炭湿地として世界的に貴重な特別なサイトであることを強調されました。特に印象的な言葉が「見えないこと(blindness)」ということでした。「先進世界は、こと泥炭地となると見ることができない・見ようとしないうという妙な文化にとらわれている」と指摘されました。名執課長も耳を傾けて聞いておられました。3点セット以外の登録基準の参考にと捉えていただけたらと思いました。国際泥炭地保全グループ(IMCG)代表として20年も世界中を飛び回り調査されてきただけに説得力のある内容でした。

ラムサール条約事務局勤務を経験した釧路公立大学の小林聡史教授はラムサール条約に登録される意義について、「ラムサール条約入門 湿地の価値を見直し、賢明な利用に取り組んでみよう」と簡潔にわかりやすく解説しました。地域にある登録該当地を家庭の中でのおばあちゃんに例えて説明。「国際的に重要なおばあちゃん条約」があったとします。常々、普通に生活し、家族も特別に世話をしていない「おばあちゃん」がある日突然、「あなたのおばあちゃんが国際的に重要なおばあちゃんに指定されました」と通知を受けたら……何が変わると思いますか、と笑いと和やかな雰囲気の中でその意義を説明しました。

最後に藤前干潟を守る会の辻淳夫理事長がラムサール登録地からの報告として「藤前干潟から伊勢湾へ」と登録までの経緯と現状・課題を報告。そして、これから目指すことは伊勢湾丸ごとのラムサール条約登録と表明して、第1日目終了しました。

その後、同キャンパス内の学食で交流会が開かれ、地元の酒と食材を堪能していただきなが

ら講演者と参加者が意見を交したり、各地の情報を交換したりと和やかなひとときを過ごしました。特に地元の肴「鯖の丸焼き(浜焼き)」と特注ラベル「羅夢早有留」の地酒、新記録樹立を祝って蔵元がイチロー選手に贈った純米大吟醸酒「夢は正夢」が振る舞われ、会場を盛り上げました。

選定基準に「生物多様性」も！

2日目は、伊藤よしのさんの「ラムサール条約と私たちの東京湾」の活動報告からスタート。有明海諫早干潟、沖縄泡瀬干潟、東京湾三番瀬からの重点報告があり、その後、各地を結びリレートーク。博多湾会議(福岡)、泡瀬干潟を守る連絡会(沖縄)、ウエットランドフォーラム(福岡)、とくしま自然観察の会(徳島)、紺屋田・印所の森を守る会(愛知)の5団体がそれぞれ現地の状況などを報告しました。

午後のパネルディスカッションでは、名執課長が中池見の生物多様性にふれ、条件が整えば登録可能との認識を示し、会場から大きな拍手が湧きました。その後、中池見宣言を採択して2日間にわたる今年のシンポが終了しました。

翌日には、リンゼイ氏と関係者5人が敦賀市長と福井県副知事を表敬訪問、リンゼイ氏は、驚異的な層厚の泥炭地は希少で、さらに生物の多様性を併せ持つ中池見湿地は世界的にも希で貴重だと述べたのに対し、市長も副知事も重要性を認識したと対策への前向きな姿勢を表明、中池見湿地のラムサール条約登録への展望が開けた有意義なシンポジウムとなりました。

海外ゲストのリンゼイ氏は19日に京都・深泥が池の視察と西本願寺の「白雁の図」を特別拝観、20日は奈良市内を散策され、21日朝、離日されました。

# 2005年のCOP9に向けて 中池見のラムサール登録を目指す意義

浅野正富（日本湿地ネットワーク運営委員／弁護士）

## COP9に向けて登録湿地増を目指す COP7の決議11と日本の公約

日本は、2002年のバレンシアで開催された第8回ラムサール条約締約国会議（COP8）において、2005年ウガンダで開催される第9回ラムサール条約締約国会議（COP9）に向けて1999年当時のわが国の登録湿地数11か所（2002年に2か所追加されて現在13か所）を増し22か所の登録を目指すことを公約しており、現在、環境省が公約実現に向けた準備を進めています。

日本がなぜこのような公約をしたかという点、1999年コスタリカのサンホセで開催された第7回締約国会議（COP7）の決議11が、付属書の「ラムサール条約の国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン」（以下単に決議11付属書という）を採択し、その決議11付属書が短期目標として、COP7当時1000か所近くに達していた登録湿地を2005年のCOP9までに少なくとも2000か所に増やすことを掲げているからに他なりません。

決議11付属書の登録湿地増の短期目標を達成するために、国内の登録湿地の増を目指すことは、事情を知らない人にとっては、一見至極当然のことであるかのように見えるかもしれませんが、日本も良くやっていると思うかもしれません。

## 登録湿地増目標の背景にあるビジョン

しかし、国内登録湿地の増によって、果たして、日本の湿地が本当に守れるのでしょうか。湿地保全に関わってきた人であれば誰もが、国内登録湿地が22か所に増えたからといって、これで日本の湿地が守られるようになって安心だと考えることはないでしょう。

決議11付属書を見直してみますと、2005年ま

での短期目標の全文は、「登録湿地を拡充する際には、条約が採択した長期的ビジョン、戦略目標、及び登録湿地に関する目標を考慮すべきことを認識した上で、2005年に開催される第9回ラムサール条約締約国会議までに、少なくとも2000か所の湿地を『国際的に重要な湿地のリスト』に掲げるよう確保すること。」とあって、2000か所の登録湿地を目指す短期目標が長期的ビジョンや登録湿地に関する目標を前提にされていることがわかります。

まず、「長期的ビジョン」とは「生態学的及び水文学的機能を介して地球規模での生物多様性の保全と人間生活の維持に重要な湿地に関して、国際的ネットワークを構築し、かつそれを維持すること。」とされています。

この長期的ビジョンを受けて、それを実現するため、次の4つの「登録湿地リストの目標」が定められています。

- 1、各締約国に、湿地の多様性並びにその主要な生態学的及び水文学的機能を完全に代表する登録湿地の国内ネットワークを設立すること。
- 2、適当な登録湿地の指定と管理を通じて、地球規模の生物多様性の維持に寄与すること。
- 3、登録湿地の選定、指定及び管理の面で、締約国、条約の国際団体パートナー、及び地域の利害関係者の間の協力を促進すること。
- 4、補い合う環境条約に関する各国の協力、超国家的な地域協力の協力、及び国際的な協力を推進する手段として、登録湿地ネットワークを利用すること。

COP7の決議11における賢明な利用原則と登録候補地選定のための二つのガイドライン

そして、決議11付属書は、「登録湿地リストに関するビジョン、目標、短期目標」の項目の後に、「国際的に重要な湿地とラムサール条約に

おける賢明な利用原則」、「ラムサール条約登録湿地に指定する優先的湿地を選定するための体系的方に関するガイドライン」、「国際的に重要な湿地を指定するための基準及び長期目標、並びにその適用のためのガイドライン」の項目を置いています。

「国際的に重要な湿地とラムサール条約における賢明な利用原則」は、「条約に基づいて湿地を国際的に重要なものと指定する（登録する）」という行為は、保全と持続可能な利用という道程に踏み出すにふさわしい第一歩であり、その道程の終点では、湿地の長期的かつ賢明な（持続可能な）利用を達成するのである。」としています。「ラムサール条約登録湿地に指定する優先的湿地を選定するための体系的方に関するガイドライン」では、すべてのラムサール登録基準及びすべての種に対する考慮、登録湿地候補のリストを作成するときの優先順位付け、規模の小さな湿地を見過ごさないこと、登録湿地の指定が締約国における法的な保護区という地位の付与を要求していないこと等々のガイドラインが定められています。COP7で登録湿地の基準が大きく変更されたと言われるのが、「国際的に重要な湿地を指定するための基準及び長期目標、並びにその適用のためのガイドライン」による基準の見直しで、基準1から基準8までが定められました。

#### 登録湿地による国内ネットワーク構築のための倍増なのか

このように、COP9までに登録湿地を倍増するという事は、倍増だけが目標とされているということではなく、生態学的及び水文学的機能を介して地球規模での生物多様性の保全と人間生活の維持に重要な湿地に関して国際的ネットワークを構築するため、各締約国が、「国際的に重要な湿地を指定するための基準及び長期目標、並びにその適用のためのガイドライン」の新しい基準1から8までにしたがって湿地の多様性並びにその主要な生態学的及び水文学的機能を完全に代表する登録湿地の国内ネットワークを設立することを目標とし、その目標を実現するため「ラムサール条約登録湿地に指定する優先的湿地を選定するための体系的方に関する

ガイドライン」にしたがって体系的方によって登録湿地を選定するための優先順位付けをおこなうこと、また、登録湿地を増やしネットワークを構築する中で湿地の長期的かつ賢明な利用を図っていくという、大きな戦略的枠組みの中での短期目標に過ぎないことを理解しなければならないのです。

したがって、日本が決議11付属書を遵守しようとするならば、単に短期目標の辻褃合わせで現在の13か所の登録湿地を22か所にするため重要湿地500の中から9か所を選びさえすれば良いということにはなりません。しかし、環境省では、とりあえず公約を守るために9か所の登録候補地を選び、COP9の後のことはそれから考えようということらしく、長期的目標を持ち合わせている様子は窺えません。

#### 候補地リストから中池見を外してしまったことの意味

来年までに登録湿地を22か所にするため環境省が主催しているラムサール条約湿地検討会議の第1回会議でも、小林聡史委員からの「これまでの締約国会議における日本の発言量、存在感を考えると条約湿地を倍増するというたった一つの目標を達成するだけでは足りないような気がする。」という発言によって、わが国の湿地保全取組の消極性が問題にされていました。また、第2回会議では、事務局案の候補地に中池見が入っていなかったことに対し、委員から候補に加えてもらいたいとの発言がありましたが、環境省の用意した候補地リストに中池見が入っていなかったことには、驚くとともに半ば呆れてしまいます。

中池見は、COP8の決議11で、登録湿地とするため優先順位の高い事項としての努力を求め



2004国際湿地シンポジウムの中池見湿地観察会にて

られたタイプのひとつである泥炭地です。泥炭地について、COP7の決議11付属書中の「国際的に重要な湿地を指定するための基準及び長期目標、並びにその適用のためのガイドライン」による登録基準1の「適当な生物地理区内に、自然のまたは自然度が高い湿地タイプの代表的、希少または固有な例を含む湿地がある場合には、当該湿地を国際的に重要とみなす。」に該当するか否かを検討する場合には、COP8の決議11で採択された「十分に選出されていないタイプの湿地を国際的に重要な湿地として特定し指定するための追加手引き」による検討が必要とされます。

この手引きに従って検討がなされれば、詳細は述べませんが、40mの泥炭層に10万年の記録が蓄積されている国際的にも第一級の泥炭地として評価される中池見は、本来登録候補地のリストの中でも最も高い優先順位が付けられてしかるべき湿地です。大阪ガスによる開発計画も中止され、今では条約登録するための障害がほとんど存在しないとさえ思われるこの中池見を候補地リストから外してしまっているということに、環境省の認識とラムサール条約の常識との間に大きなズレがあることがはっきりしてしまいました。

#### COP7の決議11の趣旨を生かして COP9での中池見の登録を目指す

規模が小さいことや、保護区としての法的担保がないことをもって、国際的に重要な湿地を

登録湿地の候補から外してならないことは、前述したとおり、COP7の決議11付属書の「ラムサール条約登録湿地に指定する優先的湿地を選定するための体系的方法に関するガイドライン」に指摘されているとおりであり、ラムサール条約のガイドラインに従う限り、中池見を候補地リストから外してしまう正当な理由は全く存在しないのです。

環境省が湿地保全のために懸命な努力をされてきたことを否定するものではありませんが、候補地リスト作成の過程を見る限り、ラムサール条約の最新の動向を常にフォローアップし、その動向を取り入れて積極的な湿地政策を策定していただくだけの十分な陣容が環境省に整っているようには見受けられません。

最早、JAWANをはじめ日本全国で活動されている湿地保全のNPOや団体が、ラムサール条約が提起する課題に積極的に取り組み、環境省や国をリードして、日本の湿地政策を一步でも半歩でも前に進めていくことによってしか、ラムサール条約が目指す湿地の多様性並びにその主要な生態学的及び水文学的機能を完全に代表する登録湿地の国内ネットワークを構築することは不可能と言えるのではないのでしょうか。

その意味において、地元と環境省を動かして中池見のラムサール登録をCOP9までに実現できるか否かは、正に現時点における日本の湿地保全運動の力量が問われていると言っても過言ではないでしょう。

## 「2004 国際湿地シンポジウム in 敦賀」資料集頒布のお知らせ

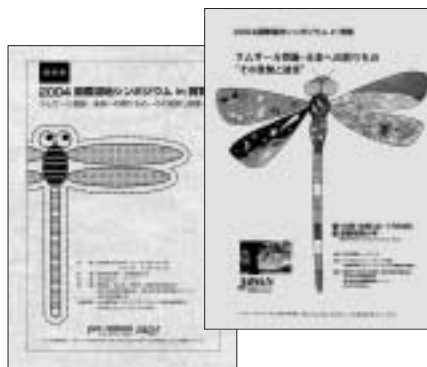
国際湿地シンポジウム in 鶴賀で参加者に配布した資料集を頒布します。中池見湿地についての解説や、シンポジウムの講演要旨、ラムサール条約に関する資料や日本各地の湿地の現況報告（28団体）などが収録されています。シンポジウムに参加できなかった方は、ぜひこの機会にお申し込みください。資料集は2冊組で、1セット1,000円（送料無料で）お送りします。

申込方法 郵便振替票にて

口座番号：00170-8-190060 日本湿地ネットワーク

問合せ先：TEL/FAX 048-845-7177

E-mail ito-itoh@s2.dion.ne.jp（伊藤）





## 中池見宣言

湿地は、賢明に利用され、未来の子どもたちに受け継いでゆくべき、地球の財産です。日本にも、ここ敦賀の中池見湿地をはじめとして、たくさんの素晴らしい湿地があります。

私たち人間一人一人が、かけがえのない個性を持っているように、湿地も一カ所一カ所それぞれが貴重です。21世紀となった今、湿地は、たとえわずかな面積であっても、私たちの無知によってそこなわれてはなりません。

しかし今、佐賀地方裁判所の道理ある仮処分決定に抗して、農林水産省は諫早湾干拓事業の工事を再開しようとしています。有明海八代海の環境異変は深刻で、漁業不振から地域経済に与えているダメージもはかりしれません。一日も早く中長期の開門調査を実施し、環境異変の真相が解明されることを、私たちは望んでいます。

沖縄の中城湾・泡瀬干潟では、大型の開発計画を再考すべきです。埋立予定地の土地利用は見通しが立っておらず、貴重なうみくさの移植は難航しています。代替うみくさ場の創造などは、環境保全策とはいえません。すみやかに、埋立事業そのものを、道理にもとづいて抜本的に再考すべきでしょう。

また、全国各地でさかんに立案・実施されている自然再生事業は、それぞれの事業が、湿地の賢明な利用になっているのか、生物多様性をそこなっていないのか、真摯に検証されるべきです。

博多湾の和白干潟・人工島擬似湿地・今津干潟、東京湾の三番瀬・盤州干潟などは、まず、内湾全体の環境保全を考え、それにもとづいて、個別湿地の保全計画を策定すべきでしょう。東アジア・オーストラリア地域シギ・チドリ類重要生息地ネットワークに登録されている、四国の吉野川河口干潟では、環状大橋の建設など、生態系をズタズタに断ち切るような開発計画が実施・計画されています。そのような、湿地の賢明な利用に反する生態系の「分断」は許されるべきではありません。

ラムサール条約登録湿地となった藤前干潟は「にがしお」と呼ばれる貧酸素水塊の問題などを抱えています。あらためて、伊勢湾三河湾全体から環境改善をはかっていかなければなりません。流域や海域全体の環境をどうするのか、伊勢湾三河湾でも問われています。大阪湾・瀬戸内海についても、流入河川の流域全体や、広域の環境保全を考えなければならない時がきています。

湿地には泥炭地のように、私たちにその価値が見えにくく、したがって無知によってそこなわれやすいものもあります。しかし、ここ敦賀の中池見では、10万年の歴史を持つ泥炭地が湿地として後世に受け継がれてゆくことになりました。大阪ガスと敦賀市長の賢明な英断を高く評価し、中池見湿地が一刻も早くラムサール条約登録されることを、私たちは望んでいます。

英国のラムサール条約登録湿地は150カ所にもなっていますが、日本はまだ13カ所にとどまっています。登録湿地面積の合計も、日本は英国の10分の1ほどに過ぎません。現在、環境省は22カ所以上の湿地登録を目指しており、私たち市民も登録湿地を増やすことに賛成です。登録湿地を増やすためには、選定の基準に、気候配慮や生物地理学からの観点、流域や広域の環境から個別の湿地を考える視点の導入が不可欠ではないでしょうか。私たちは、中池見をはじめ、日本の数多くの湿地がラムサール条約に登録され、賢明な利用の精神のもとに、次世代に受け継がれてゆくことを願ってやみません。

以上を、2004年国際湿地シンポジウムin敦賀の参加者一同は宣言します。

2004年10月17日

2004年国際湿地シンポジウムin敦賀 参加者一同

# 森と人と湿地の新しい関係づくり

## 近畿有数の泥炭湿地「山門<sup>やまかど</sup>湿原」の保全をめぐる歩みから

村上宣雄（山門水源の森連絡協議会会長） 村上 悟（琵琶湖ラムサール研究会会長）

### 1. 里山に抱かれた3万年の歴史 山門湿原と山門水源の森

JR京都駅から湖西線に揺られて北へ向かうこと約1時間、電車は西浅井町の玄関口、終点永原駅のホームへとすべりこむ。駅を出るとあたりには穏やかな山並みに抱かれた田園風景が広がり、その中を大浦川がさらさらと流れている。この水は琵琶湖へ注ぎ、やがて淀川の生き物たちと京阪神の人々ののどを潤す。この大浦川をさかのぼって車を走らせること約10分（レンタサイクルで約30分）、福井県まで目と鼻の先にせまった山道沿いに、山門湿原への入り口はある。あたりはやせた花崗岩地帯でアカマツの林が連なる。車を降り立つと、花崗岩のくずれたうす桃色のマサ土が靴裏とアスファルトの間でざざっと音を立てる。今年竣工したばかりの学習拠点施設「やまかど・森の楽舎（まなびや）」を訪れ、地図とガイドブックを入手し、ボランティアガイドから今日の見所を聞いて湿原に向かう。雑木林を30分ほど歩くと、山に抱かれた湿原の上にぽっかりと空が開けてくる。

環境省の「日本の重要湿地500」にも選定されているこの山門湿原は約3万年前に誕生した面積約6haの高層湿原で、泥炭層の深さは6mに達する。ミズゴケやミツガシワをはじめ、モウセンゴケ、ミミカキグサ、タヌキモなどの貧栄養植物が生育し、キンコウカ、サギソウ、トキソウなど25種類の貴重植物が生育している。

湿原の集水域とその周辺63.5haの森林は、1995年に林野庁の「日本の水源の森100選」に選定され、1996年には滋賀県によって公有化され、全域が保安林に指定されている。

この森はもともと地元の共有林で、昭和35年ころまでは薪炭林として伐採が繰り返されてきた。燃料革命を境に放置された後は、県内に広

く分布するアカマツ - コナラ林に遷移が進みつつあるが、スギやヒノキの植林のほか、暖帯の萌芽林であるアカガシ林と温帯の極相林に近いブナ - ミズナラ林が成立しており、暖帯と温帯の植物が混在する珍しい森林となっている。

湿原と森は、四季折々にさまざまな表情を見せる。林床を飾る色とりどりの草花、新緑の湿原にこだまする鳥たちやカエルたちの合唱、夏から秋にかけて湿原の空を飛び交うさまざまなトンボたち、そして冬になると一体は真っ白な雪に覆われ、その上には点々と獣たちの足跡が.....。

こうした美しい風景と多様な生き物たちの息吹に触れようと、毎年約4000人の人々がこの湿原を訪れている。

### 2. ゴルフ場開発、保護運動、公開と保全 山門水源の森の歩み

今でこそ広く世に知られるようになり、多くの訪問者でにぎわうこの湿原は、ほんの20年前ほどまで地元の人々と一握りの自然愛好家にしか知られていなかった。

しかし1987年、周囲一体をゴルフ場として開発する計画が持ち上がり、消滅の危機を迎えた。当時この湿原の総合調査にあっていた藤本秀弘氏と村上宣雄をはじめとするグループは湿原の重要性を訴え、関係機関と一体となって計画の阻止に取り組んだ。

バブルの崩壊もあって1996年にゴルフ場計画は消滅し、この地を県が買い上げることとなり、湿原はいっきに保全・公開の方向へと向かった。しかし、単に公開し無秩序な利用が始まってしまえば、盗掘や立ち入りによって湿原が壊滅的なダメージを受けることが容易に想像された。

そこで私たちは、ハイキングコースやパンフレットなどの整備を行政と連携して進める一方で、一日も早い公開を望む行政を制し、保全の



山門水源の森に抱かれる山門湿原 (写真提供：藤本秀弘氏)

体制作りを進めるための時間として一年を費やした。その間、私たちは「山門水源の森を次の世代に引き継ぐ会（以下、引き継ぐ会）」を組織し、地元集落との話し合い、中学校の学習活動としての活用、ハンドブックの作成などを通じて、湿原の保全に関する地域の意識向上と保全に関わる人々の連携体制の構築を進めた。そして満を持して2001年、湿原の重要性と保全の必要性を訴える「山門水源の森ミニシンポジウム」の開催をもって湿原の賢明な利用体制がスタートした。

その結果、湿原の重要性は町内に広く知られ、地元集落と行政機関と私たち民間団体が連携しながら維持管理を進める体制が構築できた。土日祝日にはボランティアガイドがパトロールを兼ねて湿原に常駐し、環境学習やエコツーリズムに活用されている。県外からの訪問者も多いが、マナーはよく、リピーターも多い。当初懸念されていた公開による壊滅的な打撃はまぬかれ、湿原は自然のいとなみを営々と続けている。(年表参照)

### 3. 調査研究、広報と交流 (CEPA)、維持管理 保全を支える三つの柱

山門湿原の保全の体制がこのように整ってきたのは、3つの大きな柱となる活動が過去から現在まで一貫して続けられていることに背景がある。

#### < 山門湿原保全の年表 >

- |      |   |      |   |
|------|---|------|---|
| 1964 | 福井県の斎藤寛昭教諭により湿原の調査が行われ、当時の村長に報告書を送付し、保全の重要性を手紙で願い出る。  | 1999 | 湿原に牧場の牛が進入し、帰化植物の駆除を西浅井中学生や保護者がボランティアで行う。観察会の依頼が始まる。  |
| 1970 | 村上宣雄らが斉藤氏の報告書をもとに調査に入る。   | 2000 | 山門水源の森を次の世代に引き継ぐ会が「山門水源の森は今」と題しミニシンポジウムを開催する。「山門水源の森連絡協議会」が正式に発足。   |
| 1978 | 環境庁の貴重植物群落調査で県や環境庁に報告。  | 2001 | 引き継ぐ会が正式に発足。「第1回山門水源の森生態系保全シンポジウム」を西浅井町と引き継ぐ会が共催で開催し成功裡に終わる。パトロール回数は年間80回を超える。HP開設。環境省「日本の重要湿地500」に選定。    |
| 1987 | 山門湿原研究グループ(代表藤本秀弘)が総合調査を開始する。この年この森一体をゴルフ場にする報道がなされ賛否両論となる。   | 2003 | 観察会の案内依頼が急増する。エコツーリズムのシステムで少人数の案内を引き継ぐ会でスタートさせる。  |
| 1990 | ゴルフ場計画が具体化する。藤本や村上らが県や町に湿原の重要性を訴える。   | 2004 | 学習拠点施設「やまかど・森の楽舎」完成。「第2回山門水源の森生態系保全シンポジウム」を引き継ぐ会と町や県の共催で開催し成功裡に終わる。21世紀の森作りの管理マニュアルを作る「森づくり検討委員会」がスタートする。 |
| 1992 | 山門湿原研究グループの調査報告書「山門湿原の自然」が完成。県や関係機関の湿原の重要性を報告。テレビや新聞の取材と報道が続く。  |      |   |
| 1995 | 水源の森百選に選ばれる。  |      |   |
| 1996 | バブルの崩壊により、ゴルフ場計画は消える。県は約4億円で公有林化し、公開の方向へ向かう。  |      |   |
| 1998 | 村上と藤本はこれからのこの森の保全に向けて県に協力するとともに、県、町、地元、民間団体の四者の連携体制を構築するための「山門水源の森連絡協議会」(仮称)の設立を提案し話し合いが続く。森の整備に向けて相互に定期的な話し合いがもたれるようになる。 |      |   |



左は初夏の来客、モリアオガエル。右は山門を象徴するミツガシワ。乾燥化と鹿による食害が保全上の課題。  
(写真提供：藤本秀弘氏)

1点目は、学術的な調査研究である。1964年に福井県の斎藤寛昭教授による調査を皮切りにはじめられた調査研究は、藤本氏を代表とした山門湿原研究グループによる1987年からの総合調査で本格化した。そのとき得られた知見が現在の保全活動のベースとなっている。現在でも専門家によるキノコの調査のほか、藤本氏をはじめとする引き継ぐ会会員による日々の観察・調査が続けられているし、近年では独立行政法人土木研究所による“地生態学”の調査研究にフィールドを提供しており、その成果は山門湿原の保全にも役立てられる予定である。

2点目は、積極的な広報と交流（CEPA：Communication, Education, Public Awareness）である。当初はゴルフ場開発計画の問題点をマスコミを通じて発信し、県や町へと働きかける活動で、その頃は行政との間に対立関係もあった。しかしゴルフ場計画が消えた段階で、私たちは今後の保全と賢明な利用に向けて、関係者すべてが一つのテーブルにつくようはたらきかけた。それが「山門水源の森連絡協議会」であり、県、町、地元生産組合、引き継ぐ会の4者から各組織を代表する委員約20名が集う定期的な会議を開催できるようにしたのである。この組織の存在は大きい。県からは森林整備課と自然環境保全課がいつも出席している。湿原の保全を中心となって日々活動している引き継ぐ会の姿は関係者に正しく認識され、課題も共有されており、問題解決までへの手続きも早い。この間、会では地元山門区との関係強化に特に力をいれ、地元で何回も説明会等を開いてきた結果、地元からの協力者・参加者が多くなった。



山門湿原の状況と会の取り組みをいち早く伝えるホームページ <http://www.ds-j.com/nature/yamakado/index.html>

会長の竹端氏も山門区の人であり、サギソウの増殖への協力、保全作業への参加、イベント時の農産物販売など、さまざまな形での協力、協働が実現してきた。

また、一般の人々や来訪者に向け、引き継ぐ会のホームページはリアルタイムに活動の様子を伝えており、エコツーリズム（来訪者への賢明な利用促進）の推進に寄与している。地元の人々もボランティアで保全活動に参画している。

3点目は、地道な維持管理作業である。貴重植物の盗難防止のパトロールや植生復元作業、ハイキングコースの修復、土砂流入のための土嚢積みなど多くの作業があるが、学術調査を通じて蓄積された知見と、日常的な相互連絡体制に支えられ、多くの人々の協力によってこうした地道な取り組みが進められている。

こうした取り組みのマネジメントの中心となっているのが引き継ぐ会である。引き継ぐ会は自然観察会のできるメンバーを中心に活動しているが、一般の市民も多い。調査研究を続ける教師や本業を生かしてホームページの運営に尽力する社長、エコツーリズムの案内に自己研修を続ける人など、さまざまな人がそれぞれの個性を生かし合いながら主体的に活動を展開している。

#### 4．課題と展望

現在のところ、山門湿原と山門水源の森は、インターネットを介した環境学習のフィールドとしての機能は果たせている。また、それに必要な日々の調査や整備活動も順調である。訪問者のマナーも良い。しかし現在、土砂の堆積

によって乾燥化が急速に進みつつあり、植生の遷移をどうやって食い止めることができるかが大きな難題となっている。また、40年以上放置されてきたこの里山を今後どのように維持管理していくべきかも重要な課題である。私たちはつい先日から、森林研究所の先生の指導を受けながら森林の管理マニュアルの策定に向けた作業に着手した。試行錯誤の連続ではあろうが、湿地保全のためにはぜひ確立しなくてはならない。

また、隣接の敦賀にある中池見湿地は深い泥炭層を有する世界屈指の湿原であるが、国内には山門湿原のような小さな泥炭地は多くある。日本の泥炭地の目録を早く作り、お互いに手を携えて保全活動に取り組む必要性を痛感している。これほど多様な生物が生息し、自然の営みを伝えつづける空間でありながら、無用の土地として開発されつづけてきた空間。それは海では干潟であり、内陸部であれば泥炭地であろう。今こそ、泥炭湿地保全の重要性を、各地の連携を通じてアピールする時である。地球温暖化防

止や生物多様性保全の観点からも、泥炭湿地の保全はこれからの時代における優先的な課題であるのだから。

今、滋賀県は、かつての琵琶湖総合開発によって失われた自然を真剣に取り戻そうと「マザーレイク21計画」を策定し官民一体となった取り組みを進めようとしている。しかしまだ、理念と実際との距離には大きな隔りがある。私たちは、行政と住民が一体となって取り組む湿地保全の活動をこの山門から発信し続けたい。

今原稿を書いているこの「やまかど・森の楽舎」は、私達の活動の拠点として西浅井町が建ててくれたものである。地元住民と民間団体と行政が、それぞれの立場や役割を相互確認しながら湿地の保全活動を進める取り組みがここでは始まっている。自然を保全するためにつまらぬ対立は必要ない。必要なのは保全のためにそれぞれの立場の人が「今自分達は何かでき、何をすべきか」を自覚し、具体的な役割を分担することである。

## NEWS

## IUCN勧告 ジュゴン・ノグチゲラ・ヤンバルクイナ

2004年11月25日バンコクで開催されたIUCN第3回世界自然保護会議において、日本のNGO<sup>1)</sup>が提出した勧告「日本のジュゴン・ノグチゲラ・ヤンバルクイナの保全」が採択された<sup>2)</sup>。

### 勧告の意義

この勧告は2000年のアンマンにおける第2回世界自然保護会議に続く2回目の勧告である。IUCNの決議・勧告は新しいものに限られるが、4年間にほとんど進展がなかったことから、再度の勧告を行うことを認めたものである。またジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナに代表される沖縄の環境問題は、世界的に重要な環境問題のひとつだという共通認識が生まれていることの意義も大きい。

### 勧告の内容

日本政府に対して、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ生息域における米軍ヘリパッド建設計画を環境アセスメントの対象とすること、この環境アセスメントと、ジュゴン生息海域における軍民共用空港建設計画に関する環境アセスメントでは、ゼロ・オプションを含む複数の代替案を検討し、ボーリング調査、弾性波探査などの事前調査も環

境アセスメントの対象にすること、早急に、ジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの保護区を設置して、保全に関する行動計画を作成することを要請した。

また米国政府に対しては、沖縄の希少な野生生物生息地におけるアメリカ合衆国軍の基地建設について、米軍の環境管理に関する基準にもとづいて、日本政府と環境保全、野生生物保護の観点から協議すること、要請があれば、軍事基地に関して日本政府が実施する環境アセスメントに協力することを要請した。

\*

2度にわたる重要な勧告であり、日本政府とアメリカ政府は、早急に勧告の内容を履行するべきである。

(報告・WWF-J 花輪伸一氏 要約・柏木実)

- 1) WWFジャパン、日本自然保護協会、沖縄大学地域研究所、日本野鳥の会、日本雁を保護する会、エルザ自然保護の会、野生動物救護獣医師協会、ジュゴン保護キャンペーンセンター
- 2) JAWANはこの会議でIUCN加盟が承認され、委任投票を依頼して賛成票を投じた。

# よみがえれ！有明海訴訟仮処分決定

堀 良一（日本湿地ネットワーク運営委員／弁護士）

「勝訴」「工事止まる」など4本の幕を誇らしげに掲げた若い弁護士が勢いよく佐賀地裁の玄関を飛び出してきたとき、正門前に集まった漁民、支援者はいっせいに「うーっ」と言葉にならないうめき声のような歓声をあげ、顔をくしゃくしゃにして手をたたきながら、全身で喜びを表した。

農水省に勝った。いままで何を言っても聞く耳を持たなかったあの農水省が「イサカン」の工事を中断する。「イサカン」に踏みにじられ、生活苦にあえぎ、将来の展望を失いかけていた漁民にとって、佐賀地裁が諫早湾干拓工事の続行禁止の仮処分命令を出した8月26日は、自分たちの正しさが証明され、久しぶりに漁民としての誇りを取り戻した1日となった。

\* \* \*

有明海は豊饒の海である。

豊かな干潟が広がる諫早湾は、その豊饒の海・有明海を支える要ともいえる自然環境であり、有明海漁業における漁業資源を涵養し、漁場環境を維持する上で欠くことのできない自然の恵みであった。この自然の恵みは、有明海漁業を基礎とする地域経済を支え、独特の地域文化をはぐくんできた。干潟や浅海域などの湿地環境を保全しようとする地球環境保全の国際的



東京・霞ヶ関の農水省前で行われた集会で、仮処分勝訴の垂れ幕を掲げる原告・弁護士団（8月26日）

な潮流の中にあっては、我が国を代表する重要な自然環境として内外の注目を集めてきた。これを保全することは、有明海漁業と地域経済・地域文化を守る上で不可欠であり、地球環境保全の取組におけるわが国の国際的責務でもある。

\* \* \*

諫早湾干拓事業は、こうした重要な自然環境を破壊しながら進められた。しかも、その事業たるや、計画自体、なんらの必要性・合理性が見いだせないばかりか、費用対効果すら、いまや事業者の国自身が投資した費用を上回る効果を生み出さないと自認せざるをえない状況にあり、我が国における無駄な公共事業の典型ともいえるものである。

\* \* \*

この干拓事業は、着工早々から諫早湾内における漁業に深刻な打撃を与えてきた。とりわけ1997年4月の潮受堤防締切後は、有明海の豊饒さを支えてきた海洋構造への深刻な悪影響が顕在化し、かつてなかった赤潮の頻発・大規模化など、有明海異変と呼ばれる有明海の広範囲に及ぶ環境悪化が顕著となった。

そのため漁場環境は一変した。有明海の魚介類は激減し、海苔養殖業は毎年のように不作に見舞われている。廃業する漁民は加速度的に増加しており、有明海漁業そのものが存亡の危機に立たされている。漁民の中からは自殺者が次々に現れ、借金苦から母親と心中を図った痛ましい承諾殺人事件の悲劇までも生んでいる。いまや、この干拓事業がもたらした漁業被害は、極限にまで達しようとしている。

\* \* \*

これまで本件干拓事業と有明海異変・漁業被害の関係をかたくなに否定し続けてきた国の言い逃れは、今回の仮処分決定によって明確に否定された。

工事続行禁止を命じるこの仮処分決定の内容

は次のようなものである。

第1に、漁業行使権に基づく妨害排除請求権を被保全権利として認めた。

第2に、有明海漁民の被害を丁寧に分析し、とりわけノリ養殖業について「将来の経済生活の面で、極めて重大で深刻な影響」と指摘した。

第3に、因果関係については、農水省がノリ養殖の歴史的な不作のなかで設置せざるをえなかったノリ第三者委員会が、諫早湾干拓事業との関連が想定されるとして、それを検証するための開門調査を提言したことを重視し、ノリ第三者委員会が当時の資料と英知を結集して事業と被害との関連性を肯定したこと、その後の研究や調査、漁民の実体験によってそれが裏付けられていること、農水省がその結論を尊重すると言いながら、いざ提言が出るとみずからの設置した第三者委員会であるにもかかわらず、その提言を受け入れようとしなかった経緯などを丁寧に跡づけながら、開門調査が行われなかったことによる不利益を漁民側に負わせるべきでないとして、法的因果関係としての蓋然性を認定している。特に、漁民の実体験を評価したこと、開門調査が行われなかったことの結果を漁民側に不利益に扱ってはならないとして立証の責任を事実上軽減していることなどは特筆すべきであろう。

第4に、保全の必要性については、「本件事業による債権者らの損害を避けるためには、既に完成した部分及び現に工事進行中ないし工事予定の部分を含めた本件事業全体を様々な点から精緻に再検討し、その必要に応じた修正を施すことが肝要となる」として、そのためには事業の凍結が重要であると述べ、有明海再生の必要性を保全の必要性の中心に据えている。

実は、漁民の被害の深刻さとみずからの設置したノリ第三者委員会の提言をも無視する農水省の暴走を前面に打ち出し、法的な因果関係としてはノリ第三者委員会の示した蓋然性のレベルで十分であり、なによりも求められている有明海再生のために事業を止めなければならないという論理は、漁民側が主張した論理そのものである。

その意味で、この仮処分は漁民側の主張をほぼ全面的に受け入れたと評価することができる。



仮処分命令で工事が差し止められた諫早湾の干拓地。中央のラインは建設途中の前面堤防（11月19日撮影）

\* \* \*

この仮処分は、2002年11月26日に本訴と共に佐賀地裁に提起された。当時、農水省は、ノリ第三者委員会の提言を最終的に無視し、座り込みを続ける漁民の活動が鈍った8月の盆休み期間中に突然最終の内部堤防工事を再開し、いよいよ運動側は窮地に追い込まれようとしていた。

そのようななかで、仮処分は1日も早く結論を勝ち取らなければならず、弁護団は、ノリ第三者委員会の成果でもって立証は十分とする立場から、訴訟の冒頭にこれをまとめた膨大な書面を提出し、これを事実上の最終準備書面として裁判所と農水省に対応を迫った。また、本訴と同時進行の法廷では決定までに漁民を中心にのべ34名の当事者と代理人が意見陳述を行い、もっぱら被害の深刻さと農水省の目に余る暴走ぶり、有明海再生が急務であることを訴えた。その結果、仮処分は提訴後1年が経過した2003年12月に事実上結審し、その後、農水省の抵抗などで当初の予想からずれこんだものの、ようやく今回の仮処分決定となった。

\* \* \*

いま、この仮処分を機に、状況は大きく転換しようとしている。佐賀県議会と市議会は先日、相次いで仮処分決定の支持決議を採択し、その動きは周辺市町村へと波及しようとしている。

昨年、公害等調整委員会に申し立てた干拓事業と漁業被害の因果関係の存在をもとめる原因裁定もまもなく専門家委員の意見書が提出され、裁定の結論が出ようとしている。

ここでさらに追い打ちをかけ、有明海再生へと状況を大きく転換する闘いは、いよいよ正念場にさしかかろうとしている。

# ヘラシギを通した、口・韓・日の若い人々の交流

柏木 実(日本湿地ネットワーク運営委員)

ハマシギとヘラシギに焦点をあて、繁殖地を中心に2000年から行ってきた日本湿地ネットワークとロシア科学アカデミー共同の標識調査は、日本・韓国で新しい動きが出てきました。(今年は日本経団連自然保護基金の活動援助を受けています)

9月はじめからの3週間、繁殖地での調査を続けてきた調査メンバーを中継地に招きました。世界で600つがい以下というヘラシギの繁殖地の様子と、日本・韓国の中継地での様子をたがいに伝え会おう、という試みです。未知のヘラシギの生態を立体的につかみ、人と人が直接知り合うことで、より多角的な情報の交流が今後できればと考えました。

繁殖地から呼んだのはロシアのモスクワ国立大学動物学大学院生のイヴァン・A・タルジェンコフ。極東シベリア・チュコト自治区の繁殖地で2ヶ月以上の繁殖期間を通して2002年から毎年参加してきたメンバーです。対応した中継地の韓国では韓国国立教員大学大学院生のキム・インチョル(金忍鐵)と、2003年12月より毎月行われているセマングム干潟市民生態系調査団。日本では、ふくおか湿地研究会の服部さんと、大阪南港野鳥園南港グループ96の村田朋子さん。もちろん、福岡でも大阪でもグループの多くの方々が一緒に支えてくれました。そして、韓国では1997年からのNGOによる干潟の水鳥調査の中心、キム・キョンウォン(金敬源)や、環境運動連合(KFEM)、また日本では土谷光憲さんや高田博さんをはじめとするそれぞれのグループの方々がしっかりと支えてくださいました。

経済的なめどがなかなか立たず、ロシアからのビザ取得にも手間取ってしまったため、広報が思うように行かない中、調査は9月4日のセマングムにおける干潟生態系市民調査団の集まりから始まりました。この日柏木がヘラシギの繁殖地での調査とその渡りについて発表。翌日セマ

ングムの干潟の水鳥を観察。イヴァン(ヴァーニャ)はまとめの会合から参加。9月5日から韓国南西端モッポ周辺の干潟から韓国西海岸を北上して、水鳥個体数の調査をしながらヘラシギを探しました。春には200羽ほどの個体が観察されたこともあるセマングムで10日に2羽の幼鳥を観察することができました。

日本では、16日からこれまでも観察があった博多湾人工島と大阪南港の夢洲(ゆめしま)埋立地で観察を行い、幼鳥をそれぞれ2羽ずつ観察しました。また、福岡、南港野鳥園と、ちょうど21日まで奈良市で開催中だった日本鳥学会のシギ・チドリ類自由集会でイヴァンのヘラシギについての発表と、情報交流の機会を持ちました。

今回の日本での観察地はどちらも埋立地であり、特に博多湾人工島と和白干潟との比較ができなかったことや、広報の不足は、きちんと反省しなければなりません。

しかし、ヘラシギを媒介として水鳥たちと湿地の保全を求める若い人たちが国境を越えて直接接することができたことの意義は非常に大きかったと思います。直接交流をした人たちを中心に、日本でも、韓国でも、今後の調査への期待が高まっています。また、この希少種の情報が集まり始めています。

この調査・交流の後、10月はじめにかけて、



夢洲埋立地・採餌場所で泥質採取(写真提供:榮本和幸氏)



日本の岡山県倉敷市と韓国チュンチョン南道ユブ島（セマングムのすぐ北にある島）で、繁殖地でフラッグを付けた幼鳥がそれぞれ観察されました。来年1月には、ヘラシギの越冬地で初

めの調査が、インド・オリッサ州ガンジス川河口で行われます。希少種ヘラシギ・普通種ハマシギを通したシギ・チドリ類の移動調査に今後も注目してください。

## セマングム近況

柏木 実（日本湿地ネットワーク運営委員）

去る8月26日、佐賀地裁で諫早干拓事業の工事中止命令の仮処分判決が下りたとき、セマングムの住民訴訟を担当するソウル行政法院（行政訴訟を担当する一審の裁判所では、弁護団に佐賀地裁の仮処分判決全文を入手するように要請しました。これは有明訴訟とセマングム住民訴訟とのつながりを示唆しています。9月、11月の訪韓時、セマングム干拓の様子と何人かの方のお話をもとに紹介します。

### セマングム住民裁判

ソウル行政法院は昨年7月、セマングム干拓工事中止の仮処分命令を出しました。この仮処分判決は潮受け堤防工事から生じる水質汚染とそれに基づく干潟の環境の損失を認め、潮受け堤防補強工事等に要する損失より大きく、差し迫った事情があるとした執行停止決定でした。

2004年2月、ソウル高等裁判所がこの仮処分判決は無効であるとの判決を下し工事が再開しました。この判決は、環境上の損失は確定が難しいとして、2.7 kmの開放区間を除き海水の流通がすでに整備されており、潮受け堤防工事を中断する等の緊急な必要性がないこと、海水が2.7 kmの開放区間を通るとき、流速が普段の4倍に達し潮受け堤防が壊れる危険性があり、工事が執行停止になれば臨時補強工事費用および漁場の荒廃などの公共福利への悪影響の恐れがあるとしました。

ソウル行政法院における本裁判は、11月19日、最終弁論が終わりました。裁判長は最終弁論で両者に和解を勧告しました。和解が出なかった場合にも、来年2月ごろ判決が下されます。

### 全羅北道の動き

地元の干拓推進派の割合はかなり高く、諫早湾の場合同様、全羅北道選出の議員も事業推進の立場をとっているといえます。それを受けてか、8月末、全羅北道は干拓地の南端部分に540ホールのゴルフ場建設の計画を明らかにしました。しかしこの計画はゴルフ場に伴う環境への影響があるだけでなく、農地造成という事業目的にも反しています。

### 住民・環境団体の動き

2003年4月末から5月末にかけてセマングムからソウルに至る350 kmの「三步一拝」行進からソウル行政法院における工事停止仮処分決定にかけてのもりあがり以後、必ずしもまとまった動きが作れてきませんでした。

しかし工事進行に伴って、潮流が変わり、堆積が進行するところもあり、それまで採れていた貝も採れなくなるなどの被害が顕著になり、10月26日、セマングム干拓工事被害住民上京集会という集会在ソウルの国会議事堂前で行われました。漁民を中心とする住民を国内複数の主要環境団体が支え、国会議員も巻き込み、日本からもメッセージを寄せました。この集会をきっかけとして、漁民を中心として工事被害住民組織が準備され、発足にいたりました。

\*

セマングムの問題は、韓国国内で起こっている多くの開発事業の象徴であり、また、諫早をはじめとする日本の開発事業とのつながりも大きなものです。どちらかに保全の決定がなされることは日韓両国、そしてアジアの保全に大きなインパクトを持っています。

# 和白干潟をラムサール条約登録地に！

山本廣子（和白干潟を守る会代表）

博多湾の東奥部にある和白干潟は、約80haの砂質干潟です。和白海域は約300haあり、1～2mの浅海域が続きます。アシ原、砂浜、岩礁地帯などの自然海岸が残り、クロマツ林もあります。干潟本来の景観を現在に留める日本でも数少ない干潟の一つです。沿岸にはハマニンニク、ハママツナ、シバナ、ウラギクなどの貴重な塩生植物が自生しています。

ここでは海岸から、鳥と同じ高さで水鳥たちを間近に見ることができます。全国の干潟は干拓や埋め立ての歴史があり、堤防の護岸になっているところが多いと思います。和白干潟も北側には護岸がありますが、東・南・北西側に自然海岸を残しています。水鳥たちは護岸の上から見た方が警戒心もなくよく見ることが出来ますが、自然の海岸線の砂浜やアシ原から鳥たちを見るのもまたいいものです。気をつけないと音や人の気配に鳥たちは飛び立ちます。

玄界灘や博多湾は東アジアの水鳥の渡りルートが交差する地点にあり（日本列島を南北に渡るルートと、中国から朝鮮半島を通り九州北部に入るルート）特に野鳥の種類数が多い場所です。和白干潟周辺では、1980年以降235種の野鳥が観察されています。特に春の渡りの時期の和白干潟は、シギ・チドリ類が立ち寄り中継地となります。また10月には越冬するミヤコドリやカモたちも渡ってきます。そして、一番水鳥の多い冬を迎えます。ハマシギは1500羽程の群れで越冬しており、ミユビシギやシロチドリと混群を作って美しく群舞します。その他に絶滅が心配されているクロツラヘラサギ、ズグロカモメ、ツクシガモなども越冬しています。

和白干潟は、底生動物の豊富さと多様な環境が水鳥の種類を豊富にしています。しかし和白干潟沖では、1994年7月から401haもの人工島埋め立て工事が進んでいます。浚渫を含む工事海域は1000ha、工期は、当初は10年間と福岡市は言っていましたが、10年を超えた現在も埋立中

です。着工以来、博多湾の海水中のCOD値は博多湾のほぼ全域で基準値を超えています。海水の富栄養化によるアオサの大量発生も恒常的になりました。和白海域を全面緑にして、吹き寄せられたアオサが干潟沿岸で腐り、ヘドロになります。福岡市のモニタリング調査でも、人工島着工以降、水鳥や底生動物が減っています。日本野鳥の会福岡支部のガンカモ調査でも、和白海域で越冬する水鳥の総羽数は、多かった時期の1992年1月の約26000羽と比べて、最近では約3分の1に減っています。

福岡市の人口増加による家庭排水の流入増と、博多湾の相次ぐ埋め立てで浅海域を失い、浄化能力を落とした博多湾は弱ってきています。人工島建設によりさえぎられた博多湾の潮流と、和白海域の海水の交換をいかに復活させるかが今後の課題です。

こんな中、03年11月に和白干潟は国指定鳥獣保護区に指定されました。保護区の範囲が狭いことや特別保護区が無いことなどまだまだ課題はありますが、これからラムサール条約登録湿地に指定されるまでの第一歩だと思います。和白干潟を守る会ではこの国指定和白干潟鳥獣保護区指定のための基礎調査となる博多湾全域の鳥類調査を、環境省・WWFジャパンの委託を受けて実施しました。国指定となったことを記念して、写真絵はがき「みんなの和白干潟」を発行しました。



和白干潟に飛来した春の渡り鳥とミヤコドリ

04年9月に環境省はラムサール条約の登録湿地の候補地を発表し、その54カ所の1つに和臼干潟を選びました。内10箇所程度の湿地が、05年11月にウガンダで開催される第9回締約国会議で登録を申請される予定です。和臼干潟では隣接する地元の農地の野鳥被害対策が課題になっています。和臼干潟を守る会では和臼干潟がラムサール条約登録湿地になるようリーフレット「ラムサール条約と和臼干潟（仮称）」を発行したいと考えています。

都市化の進んだ福岡市の中心部から約30分のところにある和臼干潟は、人々に心休まる憩いの場を提供しています。潮干狩りやバードウォッチング、自然体験や環境教育の場所にもなっています。

「和臼干潟を守る会」では大切な和臼干潟の自然を未来の子どもたちに残すために、自然観察会や和臼干潟まつり・クリーン作戦・鳥類調査・和臼干潟通信やパンフレットなどの発行・



和臼干潟での潮干狩り

ホームページでの広報・シンポジウムの開催などの多くの活動を、17年間に渡って行ってきました。また2003年1月には「博多湾・和臼干潟保全のための提案」を福岡市長に提出しました。私たちはこのような地道な環境保全活動を通して、博多湾・和臼干潟の自然の大切さを多くの人に伝えたいと願っています。

## 三番瀬は今のまがいい

牛野くみ子（千葉の干潟を守る会副代表）

三番瀬円卓会議はこの1月、2年間の議論を報告書にまとめ解散しました。

後継組織である再生会議は、いつ立ち上がるのかと心待ちにしておりましたが、6ヶ月過ぎても何の音沙汰もなく、しびれをきらして堂本知事に質問したところ「私の任期中には条例を通すことは出来ない、それに漁業者が同席しないので」と言われびっくりしました。知事にとって条例が記載されている報告書は宝物だったはずです。それなのに、それなのにです。

やっと8月と9月の末に、再生会議準備会が開かれましたが、漁業関係者である漁協は2回とも欠席をしました。

準備会では県が用意した「市川塩浜護岸の改修」「市川漁港の整備」「環境学習および利用・管理に関する検討会議」など、5つの先発事業について担当部局より説明がありました。これ

には円卓会議の元委員からも「制度小委員会で条例をまとめた。それが今になっても出されていない。不満である」「知事はやる気があるのか」「個別事業が再生会議の下でなく、知事の下で行われる。円卓会議の方法が部局に広がっていない」「順応的管理の手法がまったく見えない」などと批判が相次ぎました。

何しろ、再生会議がいつ発足するのか見えない状況の中で、県が作った再生計画策定スケジュール（案）だけは粛々と進められているのです。

10月の末、県は再生事業に関わる基礎的な調査の説明会を開きました。これには柏木さん、埼玉の伊藤さんも駆けつけて下さいました。説明によれば、「再生会議を何時立ち上げるとは言えない状況の中で、基礎的な調査は早くやらねばならない」ということでした。

中でも、海岸保全区域を、海側に張り出す形

での設定には、多くの人から「海域を狭めない」とした円卓会議の合意を無視するもの」「石積み護岸は、今居る生き物がいなくならなければ良いというものでなく、生物の目標も護岸の設計に入れて欲しい」などと円卓会議遵守の声が挙がりました。この海岸保全区域の海側前出しは、元委員に意見の聴取もなく、6月に県が決めたものです。

やっと、準備会や説明会が行われましたが、その内容は一方的で、2年間の円卓会議での手法はまったく活かされておりません。そこで、今まで三番瀬に関わってきた7団体は「再生会議を早急に立ち上げ、その中で議論・検討すること」「海岸保全区域は海側に20～23m張り出すことは撤回せよ」「市川塩浜の護岸改修事業の調査には、底生物や付着生物だけでなく、魚類や浮遊生物、海生植物なども調査すること」等の要望書を知事宛に提出しました。すると、三番瀬推進室は「この事業は河川計画課と河川環境課なので、そちらに行ってほしい」というのです。「何で推進室でないのですか」と言うと、「推進室は調整するところです」と応えました。個別事業はそれぞれの関係部局がやるものと言うのですが、これでは以前の土木工事と何ら変わりなく、前の縦割り行政に戻ってしまいました。

いろいろ問題はありましたが、情報公開、住民参加をうたい、縦割りをなくした三番瀬円卓会議の手法は、2年間で終了したと考えられます。

三番瀬にのしかかる不安要素。

その1. 16年ぶりに、堂本知事は土地収用委員会を再建いたしました。知事は事あるごとに第2湾岸は必要と言っています。三番瀬にかかる第2湾岸は土地収用はありませんが、外環は？“外環は絶対反対で頑張っているから出来ない”はもう通用しなくなったのです。何しろ収用委員会ができたのですから。外環が出来れば2湾も。

その2. 三番瀬ヤミ補償裁判の問題です。

先日、三番瀬保全と漁業問題を取り上げた議員が、県政の大きな課題となっている転業準備資金問題に対する知事の見解を求めたところ、知事は市川市行徳漁協と南行徳漁協からの提言を評価しているとのことでした。この提言は「望ましい水際線」の造成を検討して欲しいという



ふるいを揺り動かす山下博由さん  
(写真提供：三番瀬市民調査の会)

もので、流れの停滞域を解消する必要性、そのための漁場修復と自然干出機能をもった砂浜造成の必要性を言っているのです。

即ち、猫実川河口の所に土砂を入れ、弓なりにすると、潮の流れが良くなり、漁場にも良いとっているのです。埋立てです。これは、石積み護岸の計画とも通じます。

その3. 自治体の再生会議不参加です。

新聞報道によると、浦安市は、市既存の都市計画が無視されているとして、再生会議不参加を表明していますし、市川市、船橋市も「計画をチェックする委員でなく、県と一緒に計画を作るのでなければ」と難色を示しているとのことです。

ちなみに、円卓会議では、浦安の低・未利用地の部分は、アシ原にしたり砂地をいれて後背湿地・干潟化が提言されています。また、再生会議準備会での県の説明では「再生会議は知事の諮問機関であって、県が作る再生計画や実施する事業について、委員は意見を述べる事が出来る」になっています。即ち、委員は言っぱなしに終わるのです。

三市が難色を示しているし、本当かどうか知りませんが、漁協も出席を断っているとのこと、再生会議はいつ開かれるのか見通しが立っていません。また、開かれたところと言っぱなしでは、よほど、委員さんに頑張ってもらわないと。それと、私たち独自の運動を今、やらないといけません。

三番瀬に立つと、生きもののざわめきが聞こえるとは貝類研究家の山下博由さんの言葉です。豊かな自然環境の三番瀬を、高いお金を払って整形手術する必要性はまったくないのです。三番瀬は今のままが一番いいのです。

## 湿地保護全国キャンペーン「干潟を守る日2005」参加団体募集

日本湿地ネットワークでは来年も、湿地保護全国キャンペーン「干潟を守る日2005」を実施します。ただいま参加団体を募集中です。

「干潟を守る日」とは

1997年4月14日、それは長崎県の諫早湾が干拓事業のために閉め切られ、広大な干潟とそこに棲む生き物たちが消滅することになった日です。その日を忘れることなく、諫早干潟の回復や、各地の干潟・湿地の保全を進めていくために、1998年春、4月14日を「干潟を守る日」とすることが宣言されました。

その宣言を受けて1999年から「干潟を守る日」全国キャンペーンが始まりました。これは潮干狩りや春の渡り鳥のシーズンでもあるこの時期に、干潟・湿地の保全を求める行動を、各地の自然保護団体が協力して全国で行おうという取り組みです。「干潟を守る日2004」では約40団体が参加し、自然観察会やシンポジウムなど、さまざまなイベントが全国で開催されました。

「干潟を守る日2005」キャンペーンの内容

4月14日「干潟を守る日」の前後（4月～5月）に、干潟・湿地保全に関連するイベント（シンポジウム、自然観察会、写真・絵画展、コンサート、映画上映会、観劇会、エコツアー、学習会など、何でも結構です）を、キャンペーン参加団体が各地で自由に、自主的に開催してください。

キャンペーン事務局（JAWAN）では、各団体からの参加費を元に、各地のイベントを掲載したチラシを作成し、各団体に配布をお願いするとともに、マスコミ等へのPR活動を行います。また、JAWANのホームページに、イベント内容や参加団体の紹介などを掲載して情報発信を行います。

キャンペーンへの参加、費用など

「干潟を守る日」の趣旨に賛同し、4月～5月にイベントを開催できる団体であれば、どのような団体でも参加できます（JAWAN加入団体はもちろん、未加入の団体の参加も歓迎します）。参加にあたっては、チラシ制作費などキャンペーン運営の経費として、参加費1口6000円の納入をお願いします。参加団体には参加費1口当たりチラシ300枚を支給します。

下記の事務局までご連絡をいただければ、詳しい参加要項、申込書をお送りします。

申し込み、お問い合わせ先

〒171-0032 東京都豊島区雑司が谷3-11-4 パレドール目白205 JAWAN干潟を守る日事務局  
TEL/FAX 03-3986-6490 E-mail jawan@jawan.jp



2004年のチラシ

## 鳥獣保護区指定を記念した写真絵はがき 和白干潟を守る会が発行

和白干潟を守る会では和白干潟の鳥獣保護区指定（20頁の記事参照）を記念して、写真絵はがき「みんなの和白干潟」を制作しました。1セット2枚組（2種類の写真入り）で、4種類のセットがあります。

同会では1セットにつき100円のカンパ（送料別）で頒布中です。この絵はがきを活用して、多くの人に和白干潟のすばらしさを伝えてください。絵はがきをご希望の方は同会ホームページ（<http://www.bekkoame.ne.jp/miyakodori/>）でセット内容を参照の上、希望するセットの番号と部数を書いて、ファックスかハガキでお申

し込みください。カンパと送料は絵はがきに同封される振替用紙で送金してください。

【申込先】和白干潟を守る会

〒811-0202 福岡市東区和白1-14-37  
TEL/FAX 092-606-0012



## 三番瀬フェスタの国際シンポでピーター・ベイ博士が来日 日本各地の湿地でシンポジウムや交流が開催されます

サンフランシスコ湾で湿地の保全・再生プロジェクトに携わってきたアメリカのピーター・ベイ博士が、1月に開催される三番瀬フェスタ「サンフランシスコ湾計画にまなぶ国際シンポジウム」(三番瀬フェスタ実行委員会主催/千葉県共催)での講演のために来日します。

三番瀬フェスタの国際シンポジウムでは、ベイ博士による基調講演のほか、閉鎖性海域(湾)の環境保全をテーマに、市民、漁業者、研究者や行政関係者も参加してのパネルディスカッションなどが行われます。

また、国際シンポジウムの後は、ラムサール

条約と私たちの東京湾(ROW)の企画で、「ウェットランドウィーク」として、吉野川河口干潟、博多湾、諫早湾、播磨灘などでベイ博士を交えての講演会やエクスカージョンが開催されます。「まず保全を、そして劣化してしまったものはガイドラインに沿った再生を」「政策決定者を含め、湿地の価値をあまり評価していない人々にどう広げていくか」「精密な調査にもとづく保全・再生計画を」など、問題を抱える湿地にとって重要な課題をベイ博士とともに考えます。

各イベントの詳細については下表の連絡先にお問い合わせください。

企 画	開催日時・会場	内 容	連絡先
三番瀬フェスタ 「サンフランシスコ湾計画に まなぶ国際シンポジウム」	1月22日(土) 10:00~	遠足:ベイ博士と東京湾 (公共交通機関と船で)	フェスタ事務局 佐藤 TEL 047-432-9872
	1月23日(日) 10:00~17:00 市川市・和洋女子大	ベイ博士講演 パネルディスカッション 交流会 他	
福岡市職員有志研修会 「サンフランシスコ湾の湿地保全・ 再生に学ぶ」	1月24日(月) 14:00~	ベイ博士講演 ディスカッション	池田 TEL 090-5297-5057
諫早湾シンポジウム 「サンフランシスコ湾湿地回復に 学ぶ」	1月25日(火) 18:30~21:00 諫早市・高城会館	ベイ博士講演 小林聡史さんを交えての ディスカッション	時津 TEL 095-842-0156
福岡地域NGOとの交流会 「地域全体の保全計画と 湿地の管理」	1月26日(水) 19:00	ベイ博士を囲んで 博多湾の将来を語る	伊藤 TEL 045-982-6904
播磨灘干潟フォーラム 「サンフランシスコ湾計画に学ぶ」	1月28日(金) 18:00~20:30 御津町・新舞子荘	ベイ博士講演と ディスカッション	播磨灘を守る会 青木 TEL 07932-2-0224
吉野川河口干潟シンポジウム 「伝えたい! 豊かな吉野川河口干潟」	1月30日(日) 13:30~16:30 徳島市・ふれあい健康 館ホール	ベイ博士講演 関連講演 清野聡子、小林聡史	近森 TEL 088-687-6410 chika@naruto-u.ac.jp 井口 TEL 088-623-6783 rieko@mandala.ne.jp

1月24~30日のウェットランドウィーク全体に関する問い合わせ:伊藤よしの TEL 045-982-6904



### 編 集 後 記

国際湿地シンポの熱気に触れ、たくさんの方にお会いし、感動しました。中池見保全の朗報は目標に向かって粘り強い活動の大切さを教えてくれました。佐賀地裁の仮処分決定はうれしい勝利でした。公害原因裁定の結論が出るのも近いですね。今年は台風の上陸、中越地震と

災害が続き、自然の脅威をあらためて知りました。10月中旬、コガモとジョウビタキに出会い冬の季節到来を感じました。今号はみなさまの思いが伝わるニュースレターになりましたでしょうか。次号80号は来年2月を予定しています。(昌尚/恵子)

辺野古や泡瀬からの厳しいニュースが続く年の瀬となってしまいました。2005年が各地の自然保護活動にとって良い年となりますように.....。(矢)